

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

◆告 示

- 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 土地改良区の役員就退任(四件)(農村整備課)
- 土地改良区の役員就任(〃)
- 土地改良区の定款の変更の認可(二件)(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)
- 都市計画の変更に係る図書の縦覧(二件)(都市計画課)

◆正 誤
昭和六十二年五月鳥取県告示第四百二十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百六十一号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別
		題 号	表示された発 行所名		
2637	雑誌その他 の刊行物	いっばい男根欲しいの 思春期	HE- ネB	ナリス出版	
2638	"	美少女通信 No.20	BT- 1-G	Do 企画	
2639	"	スアーン VOL.4 淫乱娘悶絶告白手記	SP- 7-G	Do 企画	
2640	"	タツチ VOL.19	TT- 7-G	Do 企画	
2641	"	欲情クイーン VOL.8	YQ- 7-G	Do 企画	
2642	"	CANDY PRESS 愛情物語	CP- 7-G	Do 企画	
2643	"	短なきり 天使の誘惑	HE- ネA	Do 企画	
2644	"	Juicy	ST- 7-G	童里夢社	
2645	"	チエリス 19才の陰部が見えた11	CS- 7-G	童里夢社	
2646	"	Dorime	DM- 7-G	童里夢社	

2647	"	夢風船	日一 本2	童里夢社
2648	"	シネマロード 3月号	雑誌 0435 5-9	株式会社サン出版
2649	"	セクシーテクジョン 3月号	雑誌 0551 3-9	株式会社サン出版
2650	"	アツパル通信 6月号	雑誌 0155 9-6	三和出版株式会社
2651	"	トップボーイプレス 6月号	雑誌 1167 05-6	写考出版株式会社
2652	"	遊びジャーナル 6月号	雑誌 1155 9-6	男性通信社
2653	"	オレンジ通信 6月号	雑誌 1021 89-6	株式会社東京三社
2654	"	ザ・ベストMAGAZINE 7月号	雑誌 1140 03-7	KKベストセラーズ
2655	"	ギヤルズアクシオン 7月号	雑誌 0258 3-7	考友社出版株式会社
2656	"	写真時代 7月号	雑誌 1044 15-7	白夜書房
2657	"	SPARK 7月号	雑誌 1033 65-7	朝日正堂
2658	"	漫画ラブレター 6月号	雑誌 1865 5-6	朝日新聞出版
2659	"	漫画エロトラブ 6月号	雑誌 1832 1-6	株式会社蒼竜社
2660	"	漫画チャーム 6月号	雑誌 1083 29-6	株式会社蒼竜社
2661	"	漫画ピラニア 6月号	雑誌 1183 41-6	辰巳出版株式会社
2662	"	劇画スペシャル 7月号	雑誌 0361 3-7	ミリオン出版株式会社

鳥取県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事 齊 木 良 逸 米子市石井六八一

昭和六十二年三月十日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 齊 木 則 男 米子市石井七二九

昭和六十二年四月七日就任 任期昭和六十二年四月十一日まで

鳥取県告示第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 山中 保 日野郡溝口町字代三六五

渡部 弘隆 西伯郡岸本町大殿一四四

西田 光雄 一四六四

小村 弘彦 坂長一七七〇

堀尾 健寿 七九八

草原 蕢 八四九

末次 賢治 八二三

山浦 喜隆 九二六

美甘 恭雄 岩屋谷二一三

宅野 岩男 三八五十二

佐伯 哲雄 会見町諸木三〇一

赤井 孝美 一九三

岩田 功 八二

杉村 幹夫 米子市別所九九六〇一

杉村 純一 一一八一

杉村 淳 一〇一三

前田 貢 一〇七五

須山 克己 諏訪二〇三

生田 永一 六二四

長谷川 親夫 五八二一一

松浦 齐 西伯郡岸本町坂長九二三一二

岩田 茂光 会見町諸木七八

種雅敏 米子市諏訪五八

昭和六十二年三月二十七日退任

就任した役員の名及び住所

理事 山中 保 日野郡溝口町字代三六五

西田 光雄 西伯郡岸本町大殿一四六四

小村 弘彦 坂長一七七〇

中曾 進二 七七九

松浦 齐 九三三一二

山浦 喜隆 九二六

山本 亮徳 一三〇八

美甘 恭雄 岩屋谷二一三

宅野 岩男 三八五十二

岩田 功 会見町諸木八二

杉村 幹夫 米子市別所九九六〇一

杉村 純一 一一八一

須山 克己 諏訪二〇三

湯原 嘉徳 二四三

長谷川 親夫 五八二一一

西村 忠 西伯郡岸本町坂長八〇一

赤井 勝国 会見町諸木一九五

諸田 収 米子市別所一〇四一

昭和六十二年三月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	吉村信輝	西伯郡西伯町大字境一一八五
"	亀尾孝繼	大字福成六〇九
"	岩崎常貞	一五〇五
"	亀尾友典	二四〇三
"	庄本豊	大字阿賀七八七
"	景山泰實	四八七
"	竹本 浚	大字原四一九
"	松本 清	大字北方七二六
"	吉畑尚之	大字西四四九
"	影山節郎	大字絹屋一二七四
"	遠藤潔雄	大字鴨部一五三二
"	磯田俊二	一一五三
"	杉山重治	大字落合四四九
"	小谷鐵治	大字福頼一一四
"	藤原政義	大字徳長八七

就任した役員の氏名及び住所

井上良治	大字中一〇八九
西谷亀壽	大字能竹四八三一
唯 栄致	会見町三崎二五二
石原英俊	寺内三四一
監事 庄倉楠明	西伯町大字清水川二三〇
" 陶山和憲	大字猪小路八
" 船原 強	大字馬佐良三四五
昭和三十二年四月四日退任	
理事 吉村光一	西伯郡西伯町大字境一一八五
" 早田 勲	大字福成五一七
" 岩崎常貞	一五〇五
" 亀尾友典	二四〇三
" 庄本 豊	大字阿賀七八七
" 景山泰實	四八七
" 竹本通夫	大字原三八一
" 松本 清	大字北方七二六
" 山本 勲	大字原八三七
" 大前 勉	大字絹屋一二二
" 影山節郎	一二七四
" 遠藤光弘	大字鴨部一三一九
" 磯田俊二	一一五三
" 杉山重治	大字落合四四九

〃	小谷 鐵治	〃	大字福頼一四
〃	前田 武	〃	大字馬場二〇五
〃	船原 強	〃	大字馬佐良三四五
〃	松本 武雄	〃	大字能竹一七五
〃	大田 薫	〃	会見町三崎一六九
〃	石原 英俊	〃	寺内三四一
監事	庄倉 楠明	〃	西伯町大字清水川二三〇
〃	陶山 和憲	〃	大字猪小路八
〃	遠藤 徹	〃	大字中四三

昭和六十二年四月五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 宅 野 正 治 米子市諏訪二九

昭和六十一年十二月八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 西 村 隆 米子市諏訪三五―一

昭和六十二年三月二十日就任 任期昭和六十五年七月六日まで

鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 中 曾 恭 彦 西伯郡岸本町立岩四三

〃 勝 部 馨 市 〃 遠藤三七二

昭和六十二年三月九日就任 任期昭和六十四年四月十八日まで

鳥取県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区の定款の変更を昭和六十二年五月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和六十二年五月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十九号

財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業（公社営畜産基地建設事業大成地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年六月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営かんがい排水事業金屋谷地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年五月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日南町	地区再編農業構造改善事業宝谷地区農用地造成	昭和五十九年八月十日

鳥取県告示第四百七十二号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第一項の規定に基づき、満業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八條の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調書の縦覧
発起人にならうとする者の住所及び氏名	
加入区	
漁業の区分	
場 所	
期 間	

東伯郡赤碕町大字赤碕 一、二、三、四 有限会社長栄丸漁業 代表取締役 金 田 寛 東伯郡赤碕町大字赤碕 一、二、三、四 林 原 勳 東伯郡赤碕町大字赤碕 一、九、六、七 田 中 幸 光	赤碕加入区	赤碕町漁業 協同組合
河内 種 男		
島 戸 三代吉 気高郡青谷町大字青谷 二〇一九 八 幡 博 幸 二〇二三 気高郡青谷町大字青谷 二〇一五	夏泊加入区	夏泊漁業協 同組合
田 淵 昭 男 気高郡気高町大字八束 水一五八六 浜 辺 昭 雄 気高郡気高町大字八束 水一五七〇	浜村加入区	浜村漁業協 同組合
辰 己 武 気高郡気高町大字酒津 三七一 河 崎 一 美 六四九 気高郡気高町大字酒津 六四九	酒津加入区	酒津漁業協 同組合
しいらつけ 漁業 昭和六十二年六月二日 から同月十 六日まで		

鳥取県告示第四百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

市街化区域

追加する部分

米子市祇園町二丁目から陰田町までの地先公有水面

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

第二種住居専用地域

追加する部分

米子市祇園町二丁目から陰田町までの地先公有水面

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

正 誤

昭和六十二年五月鳥取県告示第四百二十七号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 上 九及び十 四六一の一・四六七の一 四六一の二、四六一の三、

（以上二筆について次の 四六一の六、四六六の二、

図に示す部分に限る。） 四六七の五、四六七の六、

四六一の二、四六一の三、

四六六の二、四六七の五